

議案第8号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のもの

給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のかすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。